

富士川町建設工事等に係る入札及び契約の結果等の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入契適正化法」という。)及び「公共工事入札及び契約の促進に関する法律施行令」(平成13年政令第34号)に基づき、町が発注する建設工事等に係る入札及び契約の結果等を公表するため必要事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表する対象は、次に掲げる入札及び契約とする。

- (1) 建設工事
- (2) 建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の業務委託
- (3) 役務の提供等に係る業務委託
- (4) 物品の購入

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次の各項に掲げる事項のとする。なお、次に掲げる事項を定めるときは、速やかに公表するものとする。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
 - (2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
 - (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 一般競争入札に付した場合には、次のとおりとする。
- (1) 入札参加資格
 - (2) 入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出した者の名称
 - (3) 入札参加資格が無いと認めた者の名称及びその理由
 - (4) 予定価格及び最低制限価格を定めた場合はその価格
 - (5) 入札参加者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額
 - (6) 最低制限価格未満で入札した者の名称
 - (7) 苦情処理申立書及び苦情処理回答書
 - (8) 契約の相手方の名称及び住所
 - (9) 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
 - (10) 契約変更の理由
- 3 指名競争入札に付した場合には、次のとおりとする。
- (1) 指名した者の名称及びその理由
 - (2) 予定価格及び最低制限価格を定めた場合はその価格
 - (3) 入札参加者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額

- (4) 最低制限価格未満で入札した者の名称
- (5) 苦情処理申立書及び苦情処理回答書
- (6) 契約の相手方の名称及び住所
- (7) 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
- (8) 契約変更の理由

4 随意契約による場合については、次のとおりとする。

- (1) 随意契約とした理由
- (2) 予定価格及び最低制限価格を定めた場合はその価格
- (3) 最低制限価格未満で入札した者の名称
- (4) 苦情処理申立書及び苦情処理回答書
- (5) 契約の相手方の名称及び住所
- (6) 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
- (7) 契約変更の理由

(公表の時期)

第4条 第3条第1項各号の公表の時期については、作成したのち遅滞なく公表するものとする。また、同条第2項から第4項については、契約を締結したのち遅滞なく公表するものとする。ただし、公表期間は、公表の翌日から概ね1年間とする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、富士川町ホームページ及び閲覧方式により行うものとする。

- (1) 富士川町ホームページの公表は、全ての事項を公表するが、該当しないものについては省略する。
- (2) 閲覧方式による公表は、入札結果一覧表及び入札点検表の写しを使用するものとする。なお、閲覧者は、閲覧簿に必要事項を記入させるものとする。

(閲覧場所)

第6条 閲覧場所は、富士川町役場管財課とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
(建設工事等に係る入札結果等公表要領の廃止)
- 2 建設工事等に係る入札結果等公表要領は、廃止する。